

御浜町人権教育基本方針

平成26年6月策定
御浜町教育委員会

日本国憲法は、「すべての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定し、基本的人権尊重の理念を明確に示しています。

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

人権教育の推進にあたっては、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実を踏まえ、「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分のこととして人権問題をとらえることを大切にしなければなりません。そして人権教育の取り組みを進める中で、社会の状況をよりよく変えていくような実践行動ができる力を育み、人権文化を構築する主体者づくりを目指します。

御浜町教育委員会では、これまでの取り組みを継承発展させ、日本国憲法及び教育基本法の精神に則り、下記、三重県人権教育基本方針の人権教育の目的の3点を基本にすえ、人権教育を推進します。

【人権教育の目的】

○人権についての理解と認識を深める

一人ひとりが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を十分に身につける。

○人権を尊重する意欲や態度を育てる。

一人ひとりが、日常生活の中で人権の考えに反するような出来事をおかしいと思う感性や、人権を尊重する姿勢が、その態度や行動に現れるような人権感覚を十分に身につける。

○一人ひとりの自己実現を可能にする。

一人ひとりが、自尊感情を高め、自他の価値を認め、尊重しながら、未来を主体的に切り拓くことができる力を身につける。

基本方針

【学校教育】・・・人権感覚あふれる学校づくり

1. 授業づくり

すべての子どもたちの学びを保障し、児童生徒が聴き合い学び合う中で、自己有用感を育み、望ましい人間関係をつくる授業づくりを目指します。

2. 仲間づくり

一人ひとりが自分らしさを発揮し、お互いの「ちがいを認め合える仲間づくりを目指します。

3. 人権問題学習

すべての子どもたちが、差別の問題を自分の生き方と結びつけて考え、仲間とともに問題解決に向けての意欲と実行力を高めるための学習づくりに取り組みます。

4. 進路学力保障

すべての子どもの学力・進路を保障する取組の充実を図ります。

5. 保護者・地域との連携

子どもを主体とする人権教育の充実及び地域ぐるみの人権教育推進体制の確立に努めます。

【社会教育】・・・人権尊重の地域づくり

1. 多様な学習機会の提供

社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努めます。

2. 学習情報の提供

積極的に学習情報の提供を図りながら、地域や家庭における人権意識を深めます。